

水産委員会議録 第二十一五号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 富永格五郎君
理事 鈴木 喜幸君 松田 鐵藏君
理事 二階堂 進君 小高 素郎君
田口長治郎君

原 雄三郎君 福田 嘉東君 小松 勇次君
水野彦治郎君 平井 義一君
出席政府委員 水産庁長官 家坂 孝平君
農林技官(水産庁) 高木 淳君
生産部漁船課長 参考人(東京都水産物卸売人協会会長) 寺田 省一君
参考人(東京都中火卸売市場長) 中島 譲平君
専門員 杉浦 保吉君
専門員 小川 三種君

三月二十六日 委員田淵光一君及び上林與市郎君辞任につき、その補欠として森幸太郎君及び淺沼稻次郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十七日

漁船法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第一二号)

本日の会議に付した事件

漁船法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第一二号)

見返資金の融資に関する件
中央卸売市場の機構に関する件

○富永委員長 これより水産委員会を開きます。永田委員より質疑の通告がありま

す。これを許します。永田委員。
○永田委員 水産庁長官にお伺いしま

す。二十五年度分の見返り資金のう

ち、水産物高度利用の解除に関しまし

て、日本政府をまつたく経由しない

で、直接関係方面と交渉して闇議に提

出になつておる、あるいは提出の運び

であるというような、いわば日本人に

して日本人にあらざるような考え方をしておるべらばうな会社がある。これら

の会社の国籍はどこの国に属するか、何

それを説明してもらいたい。いやしくも今日われ／＼の祖国日本といふ名前をうたつておる以上は、何ゆえに日本

政府の正しい指示を受け、調査のもとにこの解除を申請しなかつたか。その理由もまた説明してもらいたい。なか

んづく旭冷蔵工業、旧東京魚類の見返り資金の解除の件は、たゞ／＼その申請の書類のうちに文書偽造の事実を認めておる。そこで昨日私並びに松田委員は長官に対し警告を発しておる。その書類の内容を検討して正しければ

よし、不正ならばただちに善処すべし

ということをかたく申し入れてある。

われ／＼は祖国の水産業界のためにさ

よなことは黙過することはできぬ。その大なる理由としては、この見返り資金というものは、われ／＼の血

のしたたる一滴の苦しい金である。し

かもこの旭冷蔵といふものは幽靈会社ではないか、いつどこに会社ができた、

一千円増資して、すべてたころんだと言つておるが、どこにその会社があ

るか、登記がどこにできてるか、ま

た地所もない、その地所は東京都と契約ができるおるというが、その契約書

を拜見すると契約書ではないのであ

る、それは予約の書類である、予約と

いうことは本契約ではない、あくまで

も予約である。後日状況が変化した

ら、これはキャンセルになる場合もあ

る、そういうことが想像される。さよ

うな不実のことをまことしやかに捏造

した文書、すなわち偽造の文書——要

路の大官ともあろう水産庁長官が、何

ゆえにこういうふうな書類を闇議に提出するのかといふことを警告してお

たのであるが、きのうから今日に至るところの、その後の経過と君の考え方をちよつと説明してもらいたい。

○家坂政府委員 見返り資金の重要度

につきましては、まつたく永田委員の

言われる通りであります。そ

れで水産物高度利用の用途に入れます

とごとく司令部の言うことについて

申達の手順を取運んでいるわけであり

ます。

○永田委員 開き捨てのならない一件

は、司令部側から指示があつたから、

それをそのまま有資格者として申達を

しを持ちまして、これが適格者として

せんが、私どもとしては、水産庁に申

請があつたものでありますから、ただ

いま御説明申し上げましたような見通

しを持ちまして、これが適格者として

申達の手順を取運んでいるわけであり

ます。

○永田委員 開き捨てのならない一件

は、司令部側から指示があつたから、

それをそのまま有資格者として申達を

し、こうおつしやいますけれども、

ことごとく司令部の言うことについて

申達の手順を取運んでいるわけであり

○家坂政府委員 今の会社につきましては、司令部側の指示にのみ基いたところではないのであります。私ども当初から、この見返り資金を決定するためには、もちろん国内的の各関係省の了解も得なければなりませんし、また筋といたしましては、私どもお安本からは大蔵省並びに日銀あたりとの交渉によつて諸事進められるところになるわけあります。それで先ほども申上げましたように、この会社が適格者であるというゆえをもちまして、私どもが進めたのであります。もちろん司令部側の、当局者の指示にのみよつて取運んだわけではないのです。それから先ほど申し上げました中で、土地の問題につきましては予定があるという説明がついておりますので、これをかたく私どもは実行でき得るものと考えまして、一つの適格者の條件にしたわけであります。

○永田季貴 承りますとまず、不可解千万な話である。その敷地の所有者と見返り資金を希望するところの旭冷蔵との間の予約書といふものは、不幸にして破棄された場合、たゞ、そのときに見返り資金が放出されておつ場合、貴重な、権威のあるところの見返り資金が、その結果濫費されたという場合に、貴公はどういう責任をとるか。

をとらはからつて行くのと思うのであります。その取引銀行との間において、土地がなければ融資はとりやめるというような段階に入つて行くのではないであります。見返り資金が行方不明になつた場合に、国民に対してもいかに支払いをするかということです。従いまして、適格な條件がそろつてないところに――そこでもつて御説明申し上げますならば、條件も備わつてないところに、情実をもつて貸してよいものであるかどうかということを、簡単に答えて下さい。

○塙坂政府委員 情実をもつて融資をするということは、もちろん正しい措置ではないと考えます。しかし私どもとしては、この会社が適格者であるという考え方をもちまして、今までの見返り資金の取進めを運んで参つたようになります。

○永田委員 適格者であるとあなたはおつしやいますが、それは速記をごらんになればわかりますが、来る二十九日に会社の創立の総会が開かれるような状態である。また敷地も、おおむね契約ができる見通しのもとにあるということが書いてある。この二つの事実を見て、はたしてこの旭冷蔵といふものが適格者であるということが言えますか。かような状態の幽靈会社を適格者であると断定なさるようなあなたの頭の中を、私は疑うのですが、これが適格者であるかないかということは、だれが見てもわかることだ。これは非適格者だ。私は今日ここでこれ以上追究しませんが、この旭冷蔵株式会社

の、見返り資金放出の政府に対する申達といふもののその後の取扱いはどうなつておりますか。

○家坂政府委員 第三次の申達会社の中に入れまして、多分日本の閣議に付議されるのじやないか、かように考えております。

○富永委員長 水田委員に申し上げますが、旭冷蔵工業会社に疑義をお持ちになつての御質疑であります。が、水産庁長官の答弁との間にも大分食違いがあると考えますので、当会社の創立並びに土地の條件について、次の機会に水産庁と大蔵省と打合せて、正確に報告を求めるにいたしたいと思いますが……。

○松田委員 私は水産庁長官にお尋ねいたします。行政の面から行きまして、水産庁長官があらゆる角度から適正なる判断によつて、法にきめられておる範囲内の行政を施行するものであると、私は考えておりますが、長官はどうのようなお考えを持つておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○家坂政府委員 もちろん私といたしましては、法に基いてすべてのことを処理して参りますのが、行政に携わるもののが本務と考えております。

○松田委員 ただいま水田委員から質問になつております見返り資金の旭冷蔵工業会社に対する申達の事実は、永田委員がおつしやつたように、昨日私も永田委員と同道して、その書類の全体を見せていただいたものであります。今まで免許であろうがまた許可であります。あらゆる問題は部課長の手元において、はつきりとこれは行政の面から言つてかたつておる方法によつ

てその調印ができる、しこうしてこれ
を長官は認可されておるものであります
す。私どもも、今までのあらゆる水産
業に対する手続方法は、さようにとつ
ておるものであります。しかるにこの
旭冷蔵工業会社に対してのみは、どう
いうわけでその手続を略されておられ
るか。先ほど永田委員の仰せのよう
に、まだ会社もできていないものを、
三月十七日の日付をもつて開議にこの
書類を提出したという理由はどこにあ
るか。また今まで東京魚類が出てお
ったものを、何のためにかかる名称に
変更されたか。これが永田委員のおつ
しやる情実なりと私どもは断定するも
のであります。ここにもし情実かななか
つたとするならば、何のために一一期
間はもはや遠く過ぎ去つておるが、こ
の東京魚類株式会社として申達された
その日付はいつであるか。旭冷蔵工業
株式会社として、まだできてもいない
会社が、この書類を申達したのはいつ
であったか。この見返り資金の第三次
のオーナーをとるべく開議にかけてお
る書類といふものは、期日を経過した
ときにおいてこれを水産庁は申達して
おる。もしこの期日が三月三十一日ま
で有効であるといふものであつたなら
ば、もつと有力なる会社が五十幾つ出
ておるはずである、それをなぜ入れな
かつたのか。旭冷蔵工業株式会社とい
うものは、三月に入つてから書類が提
出されたことと私は考える。それ以前
に出ておるもののは五十有余あつたはず
だ。これをどういうわけで入れずし
て、三月に入つてから提出された書類
を入れたか。これ情実でなくして何で
あるか。私は前の委員会において、太
原長官の職務権限をただしておる。公

正にして大臣を補佐すべき職種でありながら、何のために三月になつてからこの旭工業に対してこれを申請されたのか、これが一点。もう一つは、閣議にかける場合においては、あらゆる面において整備されたものと審議に出すのか、これが二点。もう一つは、閣議に對して、いまだに創立総会もできていらない会社を、あたかもできたかのごとくに、旭冷蔵工業株式会社として書類を申請し、本日閣議にかかるておるはずである。しかばなこれは日本の最高の機関たる閣議に對して、書類を偽造したものである。かかる点に対して、水産庁長官はどうのような御意見を持つておられるか。

り、または一つなりに合併されたときにおいて、あなたはこの書類、事柄をまとめて、新たなる名稱をもつてこれを認可する御努力をなさる御意思であるのでありますか、その点をお伺いいたします。

は本日法務府とこの題に対し研究をして参つたものであります。かかる偽造の書類の日本の最高の機関たる閣議にあなたは提出されたのである。もしこれが偽造なかつたならば、将来どうのような事事が起るかも存じません。

度を持たれるかということをお聞きしておるものでありまして、銀行やそういうのを私は申し上げるのではない。この書類が偽造であつたならば、ということを質問しておりますから、御答弁を願います。

○松田委員 一休何を言わておるのか
当であるかどうかということは、考究をする余地もありますが、その融資が実現する場合、実現しないような方法をとりたいかのように考えておりま
す。

ゆる水産行政というものは、めちゃくちやになるではないか、かようなことがはたして将来でき得ることか。またあなたのだいしまでの答弁を総合したならば、われ〜が、漁民にこの許可を与えてほしい、かように出た場合に

○東坂政府委員 もしそうした場合がありますならば、もちろん一つの会社で冷蔵庫も建設され、今後運営され行くよりも、やはり二つなり三つなりの会社が協力されて、この運営に当られる方が、健全なる経営ができると私は考えますので、もしただいまのようないケースが他にもあるといたしますならば、あるいは将来もあるといたしますならば、相当自分としても考慮を払いまして、その申達を進めて参りたいと考えております。

○松田委員 見返り資金とは、アメリカ市民の税によつて日本の基本産業を助長せんとして日本に貸し与えられるおる金であり、また日本国民は、忠実にこの意思に沿うて産業を助長して、しかも将来返還して行かなければならぬ金であります。かようにしてアメリカの好意によつて日本の産業の自立をはかつておるものに対し——何事もすべてのものが整備されて、書類の整備もできて、初めてこれが閣議にかかるものである、またあなたが許可されるものである。この二つの会社がかれに妥協をいたしまして旭冷蔵といふ格のをつくるとしても、まだ人格も備わつていないのである、またあなたが許可されるものである。この二つの会社がかれに妥協をいたしまして旭冷蔵といふ格のはつきりしておるかのごとくに性格は、完全なる偽造ではないか。日本政府に対する文書の偽造ではないか。私

が、これがもし私どもの見解のことと
偽造であるとしたならば、この旭冷蔵
工業というものに対して、あなたは取
消しの用意があるか、またあなた自体
は、もしこの問題が偽造であつたとし
て、どのようなお考えを持つておられ
るか、この点を明確に御答弁を願いた
い。

○家坂政府委員 ただいまの申達を承
めて参りまするには、先ほども申し上
げておきましたが、安本並びに日銀、
大蔵省方面にも、いろいろその内容、
その真相をはつきりと説明いたしまし
た。そうして各省、各銀行ともおのず
のその手続をふまれたような次第でよ
ります。それで私といたしましては、
この会社が必ずでき上るもの、かよ
に考えて申達したわけであります。
が、もしこれが不幸にしてできしない相
合におきましては、銀行といたしまし
ても、この見返り資金の融資はとりま
めると考えます。なお私といたしま
ても、そうした場合におきましては、
それにこたえるだけの責を負いたい、
かのように考えております。

○松田委員 私が演説をもつて今日申
し上げておるこの書類が——あなたが
閣議に提出されたものがかりに偽造
あつたとした場合において、アメリカ
の好意ある見返り資金にどういう御答
置をとられるかということ、またな
なたが水産庁長官としてどのように対

○家坂政府委員　書類そのものにつきましては、私は偽造ではないと考えております。あの書類に現われておる通りのものを、私は信じておるわけあります。

それからもしかりにそれが偽造であつた、まつたくの偽りであつたということになつた場合におきましては、私といたしましてもそれに相応の責を負いたい、かように考へております。

○松田委員　あなたの責はそれではほっきりしますが、アメリカの好意ある見返り資金に対し、あなたはどのような責任を負うかということです。假定です。これが偽造とした場合に、あなたはどのような責任を負われるかといたいことです。取消しをしますか。

○家坂政府委員　もしそれが偽造であつたとかりになつた場合におきましては、もちろん原局である水産庁が取消しというようなことではなくとも、実際にその見返り資金を扱う立場にありまする日銀あるいは大蔵省、そういう方面において、それに順応した措置をとられる、かように考えております。

○松田委員　私は大蔵省や銀行のことと申しておるのはありません。水産庁長官として、この見返り資金に対してどのような——取消しをするか、またはそのままにおかむりをするか——いうことを聞くのであります。

○家坂政府委員　水産庁といたしましても、それを取消すことがはたして

わからぬのだ。水産局長官として、もしこれが偽造であつた場合において、これを取消すか取消さないかということが対して、適当な措置などということは、適当な措置とはどういうことであるか。あなたのやつたこの書類が偽造だという判断が下つた場合において、あなたはこの見返り資金の申請を取り消す意図であるかどうかということを聞いておるのであります。

○東坂政府委員 偽造であるとすれば取消すことに努力いたします。

○松田委員 先ほどからいろいろな長官の御答弁が現われておりますが、この問題が偽造だ、偽造でないといふことは、法務府で調べることであります。

しかし情実という問題に対しては、当委員会は観察することができますまい。たといどのようないいものこれからあらゆる免許の問題であろうとも、または許可の問題であろうとも、仮定した、人格の備わっていないものに対して、許可を与えることができ得るかいやという問題に対して、もしさうようなことがあつた場合においては——だれ／＼がどこの漁場に対してもういう船を持つて、馬力が幾らで何がいくらでといふようなことをまるごとしやかに記載してこれに対して許可の申請をした場合において、たゞまのよろんな状態であつたならば、必ず許可はしなければなりませんまい。その場合において、現在行われておるあら

おいては、ことごとくこれに許可を乞ねなければなりませんまい。かような点はいかに水産庁といえどもできないことを知りつつも、あなたの今までの答弁というものはそこへ行つておるものであります。あなたがどのようにお考えになつておるかは存じませんが、今までのことは速記に載つております。これからどこの漁民がどのよなことをやつて許可を申請した、これに對してことごとく許可を与えるとする場合において、今まであなたが御答弁されていることと同様に許可をされるつもりでおりますか。こうした点に対する一つの行為が、いかに重大なる問題になるかということを、水産庁長官としてもよく御認識あらんことを私は切望するのであるが、かりにこの日本魚類と東京魚類が合併して、こういう会社に名前をかえるから、そうして発起人会を開いたからといって、あなたはこの人格のいまだ備わらないものに対し、戸籍面に載らないものに対しても、これを日本の最高の機関たる開議にかけたということは、私ども水産常任委員会の一員として、まことに嘆かわしい次第である。またあなたの部下には、法的關係を持つておられる方もたくさんあることでありましょう。かよくな人々がおられる上で、人格の備わつていないものに関して申請をすると、いうことに対しても、われく、当委員会いたしましたならば黙視するわけ

に参りません。かような事柄こそは、われ／＼が常に国会議員として叫んでおる漁紀陳正を断固として行わなければならぬものであります。かような民主政治の時代に、個人の人格を尊重しなければならないときにおいて、人格を備えない会社に対して、日本の最高の機關たる閣議に提出するなどといふことは、まことに私は遺憾の意をもつてあなたに対し申し上げる次第であります。質問はこの程度でやめます。

○永田委員 長官の言葉通りをとるようですが、今の松田君との質疑

応答を承つておりますと、水産庁が無

責任にやつても、関係各省が責任をも

つて適当に善処してくれるからとい

うであります。が、今までも自

由に受け取れたのであります。この

点も実にわれ／＼として了解に苦し

む。少くとも水産の最高責任者である

ところの長官としては、あくまでも自

主的に、責任をもつて、毅然とした態

度で、是は是、非は非として決裁しな

ければならない。かよな立場にある

人が、自己の責任を免れんがため

よ。あなたの話を承ると、他の関係

各省が責任をもつて善処してくれるな

らばいいのだというふうなことに受取

れたのですが、実にあなたの考へは間

違つてゐると思う。この書類が不適格

といふよりも、まさに家坂君君自身がど

うして言えるか。閣議の提出見込みは

三月二十三日、現在にしてこの会社

は設立されておらないじやないか。今

に参りません。かよな事柄こそは、われ／＼が常に国会議員として叫んでおる漁紀陳正を断固として行わなければならぬものであります。かよな民主政治の時代に、個人の人格を尊重しなければならないときにおいて、人格を備えない会社に対して、日本の最高の機関たる閣議に提出するなどといふことは、まことに私は遺憾の意をもつてあなたに対し申し上げる次第であります。質問はこの程度でやめます。

○永田委員 長官の言葉通りをとるよ

うですが、二十九日にこの会社が設立

の総会を開くと、いふ段階にある

としたならば、旭冷蔵工業株式会社と

いうものは現在ないのだ。それをある

がことく書いてある。それから見返り

資金放出の條件として、資本金ももち

ろんだが、敷地の問題に至つては言語

道断だ。敷地は今日ないではないか。

これがあるごとく裝つて文書に記載し

てある。つまりこれが第二の不実の記

載ではないか。不実の記載ということ

は、実にあらざる記載ということなの

だ。すなわち欺いておることなんだ。

これが文書偽造にあらずして何だ。ま

た借りる方も借りる方だ。借りるやつ

は、これは詐欺だ。この事実をわれ

われは知つておつて、あらかじめ君に

善意に基くところの忠告をしてある。

一時間余にわたつて私たちちは忠告し

た。それをあたかも自己の行為が正し

いのかのとく、無反省に本日の閣議に

付したということは、日本の敗れた

ことがございまして、大きな方で苦しむといふお話を大分出ております。今度はそのままの金が地方に入ることになりますのと、もう一つは、このあとの方の條文にござりますように、三年目ごとに検認の手数料が地方に入ることになりますので、大体明年度におきまでは、地方に入ります金が二千四百万円ばかりになります。それで地方の漁船の少い県も、大体やつて行けるのではないかと推定いたしております。

○田口委員 ただいままでの政府の御答弁によりまして、この法律を実施し

て参つたが不備な点があつたので、この不備の点を訂正するという意味において改正されるお考えのように考えるのでございます。本漁船法は、第七回国におきまして、当委員会の議員立法としてつくった法律であります。実施をしてみて部分々々に修正をする必要があることがはつきりいたしまして、その点を今度訂正しようという意

味でござりますから、はなはだけつこうな改正と存ずるのであります。ただこの漁船の工事完成後の認定とか、あるいは登録票の検認の仕事をいたしましたには、相当人手を要し、また多額の経費を要すると存するのであります。ただ仕事をする場合において、それが非常に大きな支障となることがたびたびあるのでござります。この漁船法の後日仕事をする場合において、それが改訂につきましても、必要な経費が当然裏づけされなければならないと考えるのでございますが、この点につきましても、水産省その他と十分なる折衝をされて、ある程度の見通し

がついておるかどうか、その点を重ねてお伺いいたす次第でございます。

○高木説明員 二十六年度の予算の編成が過ぎてから、このいろいろの問題が出て参りましたので、今お尋ねの点につきましては、この法案と関連して、大蔵省と現在折衝いたしておるの

でございますが、見通しとしては、補正予算で考えていただこうということです。

○田口委員 ただいまの御答弁によりまして、私らの心配しておるところの必要な経費についても、大体見通しがついているよう考えるのでございまして、その問題だけが委員会としても注意をしなければならない問題だと思うのでございまして、本法律案を通過させて、その点を賛成するものでございま

す。そういう点からいたしまして、私はその問題だけが委員会としても注意をしなければならない問題だと思うのでございまして、本法律案を通過させます。

○富永委員長 中央卸売市場の機構の問題につきまして、前回の委員会におきまして、参考人に対し質疑を行なう予定であります。参考人に対し質疑を行なう予定であります。参考人中島義平君、寺田省一君がお見えになつておりますので、質疑を行なう予定であります。都合により本日まで延期いたしましたが、幸い本日も参考人中島義平君、寺田省一君がお見えになつておりますので、質疑を行なう予定であります。これを許します。松田委員、

○松田委員 先日の委員会で、いろいろとこの内容に対しても御説明があつたと承をしたのであります。幸い本日も参考人中島義平君、寺田省一君がお見えになつておりますので、質疑を行なう予定であります。これを許します。松田委員、

○松田委員 大体において東京中央卸売市場におけるいろいろの内容が了承されたのであります。水産庁においても、また当委員会といたしましてこの卸売市場の整備されることが、漁業者に対する福利であつて、すなわち日

本国民全体がこれを待望しておるものであります。しかしながら、関係卸売会社からいろいろと御相談も受けますので、御相談相手

といふ意味におきまして、いろいろと御相談も受けますので、御相談相手

といふ意味におきまして、いろいろと御相談も受けますので、御相談相手

といふ意味におきまして、いろいろと御相談も受けますので、御相談相手

といふ意味におきまして、いろいろと御相談も受けますので、御相談相手

といふ意味におきまして、いろいろと御相談も受けますので、御相談相手

といふ意味におきまして、いろいろと御相談も受けますので、御相談相手

といふ意味におきまして、いろいろと御相談も受けますので、御相談相手

といふ意味におきまして、いろいろと御相談も受けますので、御相談相手

がついておるかどうか、その点を重ねてお伺いいたす次第でございます。

○高木説明員 二十六年度の予算の編成が過ぎてから、このいろいろの問題が出て参りましたので、今お尋ねの点につきましては、この法案と関連して、大蔵省と現在折衝いたしておるの

でございますが、見通しとしては、補正予算で考えていただこうということです。

○富永委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産金融に関する小委員会にこれを付託することにいたしたいと存りますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富永委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

つきましても、各卸売会社が十分その使命の達成をやつて行けるようにといふことを主眼といたしまして、計画を練っております。大体その方法も関係

御当局の御了解も願いまして、これを具体化して参りたいと存じております。各卸売会社各位におかれましては、その運営についておきまして、すでにその運営についておられましては失格する、こういうふうに考えてくださいと存じます。

○松田委員 大体において東京中央卸売市場におけるいろいろの内容が了承されたのであります。水産庁においても、また当委員会といたしましてこの卸売市場の整備されることが、漁業者に対する福利であつて、すなわち日

本国民全体がこれを待望しておるものであります。しかしながら、関係卸売会社からいろいろと御相談も受けますので、御相談相手

といふ意味におきまして、いろいろと御相談も受けますので、御相談相手

の精神、あるいは事業者団体法の考え方からいたしまして、一方において整備合意しても、さらに具備しなる條件で出願すれば、それを排除するわけに行かない。この矛盾があると思うのでございますが、その点をいかにお考えになつておられますか、この機会に承つておきたいと思うのであります。

○中島参考人 ただいま御質問の趣旨につきまして、現在の法規上から申し上げますと、これを拒否する、数を制限することはできません。ただ御存じのように、卸売の許可是都長官の権限であります。かつ市場の実態に応じて許可しなければならぬというふうに考えております。従つて許可條項は、いわゆる行政官庁の自由裁量の範囲に属しますので、この点は市場の実態とくらみ合せて措置するつもりであります。

○田口委員 行政管庁の自由裁量の範

圍内にある。こういうお考えでは、現在の集排法あるいは事業者団体法などが存在いたします限り、その点だけは、必ずしも行政官庁の自由数量だけでは片づかない問題と考えるのでございますが、行政官庁の自由裁量であるから、実態に沿うて許可の面を考慮するのだ。これで割切つてしまふと、はなはだ簡単だと思いますが、実際においてはあるいはそういう割り方ができるないことを非常に悩んでおるわけですが、そう割切つてさしつかえないとですか。

○中島参考人 行政官庁の考え方といま

ましては、あくまでも知事の自由裁量の範囲内でありますので、許可する、許可しないは知事の裁量と存じます。

ただ実際問題といたしましては、行政がそういう不許可の指示は与えませんが、意思を表示した場合において、とにかく議会方面に対する陳情がござります。御存じの通り行政の指導権が議会にありますので、議会の意見を相当尊重しなければならぬという立場も、実際問題としては起りますが、最近都議会の方面におきましては、その事情を認識いたしまして、都議会自身がいわゆる荷受け機関の整備をやれ、こういうふうに参つておりますので、実際事情も、そういうふうなことが起り得ないのでないかというふうに考えております。

○鈴木(善)委員 今回の市場の整理統合に關連いたしまして、統合される九

社に対しまして、出荷団体あるいは出荷いたしました生産者に対する仕切

りの未払いの焦げつき等があるよう

あります。これらの生産者及び出荷団体の債権の確保、出荷団体の権利を確

保するような御措置をおとりになつておると思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○寺田参考人 ただいまのお尋ねも関

連事項でありますから、私からお答えいたしますが、もちろん各債権者関係

あるいは債務者関係とのお話しは、それらの業者におかれましてお話を進めておられるのであります。それで

そのお話しの際に、いろいろまた御

相談を受ける場合もございますが、お

話の通り、從來の債権につきましては、どうしたならばこれが十分行ける

かということについては、並々ならぬ苦心をしておられます。生産者各位に

対しても御迷惑のかからぬよう、市

場として信用のある、模範的な行き方

をしたいということで、関係業者の各

位におかれましても、いろいろと御苦

難をなさつていただいている

ところ御相談を受けておりましたので、便宜私からお答えをさせていただ

きたいと思います。お尋ねの点につきましては、各関係業者等も、その御趣

旨に基きまして、極力遺漏のないよう

にいたしたいといふことから計画を立ておられます。またその計画につきましては、御相談も受けております。

○鈴木(善)委員 今日まで生産地方面

にお尋ねしたいであります。それは統合されて新しく発足いたします会社は、普通の取引関係におきまして、九

社に対する債権者との間の話合いです。

それとも東京都市場開設者当局におきまして、この際新しく市場が再建整備され、発足する機会に、そういう古い商取引の焦げつきといふものをきれいにいたします関係から、市場御当局と

して、新しく生れる会社に対しても何らか明確なる御指示をなさつております。

かどうか、その点をお尋ねしたいと思

います。

○寺田参考人 ただいまのお尋ねも関

連事項でありますから、私からお答え

いたしますが、もちろん各債権者関係

あるいは債務者関係とのお話しは、それらの業者におかれましてお話を進めておられるのであります。それで

そのお話しの際に、いろいろまた御

相談を受ける場合もござりますが、お

話の通り、從来の債権につきましては、どうしたならばこれが十分行ける

かということについては、並々ならぬ苦心をしておられます。生産者各位に

対しても御迷惑のかからぬよう、市

場として信用のある、模範的な行き方

をしたいということで、関係業者の各

位におかれましても、いろいろと御苦

難をなさつていただいている

ところ御相談を受けておりましたので、便宜私からお答えをさせていただ

きたいと思います。お尋ねの点につきましては、各関係業者等も、その御趣

旨に基きまして、極力遺漏のないよう

にいたしたいといふことから計画を立ておられます。またその計画につきましては、御相談も受けております。

○鈴木(善)委員 今日まで生産地方面

にお尋ねしたいであります。それは統合されて新しく発足いたします会社は、普通の取引関係におきまして、九

社に対する債権者との間の話合いです。

それとも東京都市場開設者当局におきまして、この際新しく市場が再建整備され、発足する機会に、そういう古い

商取引の焦げつきといふものをきれいにいたします関係から、市場御当局と

して、新しく生れる会社に対しても何らか明確なる御指示をなさつております。

かどうか、その点をお尋ねしたいと思

います。

○寺田参考人 ただいまのお尋ねも関

連事項でありますから、私からお答え

いたしますが、もちろん各債権者関係

あるいは債務者関係とのお話しは、それらの業者におかれましてお話を進めておられるのであります。それで

そのお話しの際に、いろいろまた御

相談を受ける場合もござりますが、お

話の通り、從来の債権につきましては、どうしたならばこれが十分行ける

かということについては、並々ならぬ苦心をしておられます。生産者各位に

対しても御迷惑のかからぬよう、市

場として信用のある、模範的な行き方

をしたいということで、関係業者の各

位におかれましても、いろいろと御苦

難をなさつていただいている

ところ御相談を受けておりましたので、便宜私からお答えをさせていただ

きたいと思います。お尋ねの点につきましては、各関係業者等も、その御趣

旨に基きまして、極力遺漏のないよう

にいたしたいといふことから計画を立ておられます。またその計画につきましては、御相談も受けております。

○鈴木(善)委員 今日まで生産地方面

にお尋ねしたいであります。それは統合されて新しく発足いたします会社は、普通の取引関係におきまして、九

社に対する債権者との間の話合いです。

それとも東京都市場開設者当局におきまして、この際新しく市場が再建整備され、発足する機会に、そういう古い

商取引の焦げつきといふものをきれいにいたします関係から、市場御当局と

して、新しく生れる会社に対しても何らか明確なる御指示をなさつております。

かどうか、その点をお尋ねしたいと思

います。

○寺田参考人 ただいまのお尋ねも関

連事項でありますから、私からお答え

いたしますが、もちろん各債権者関係

あるいは債務者関係とのお話しは、それらの業者におかれましてお話を進めておられるのであります。それで

そのお話しの際に、いろいろまた御

相談を受ける場合もござりますが、お

話の通り、從来の債権につきましては、どうしたならばこれが十分行ける

かということについては、並々ならぬ苦心をしておられます。生産者各位に

対しても御迷惑のかからぬよう、市

場として信用のある、模範的な行き方

をしたいということで、関係業者の各

位におかれましても、いろいろと御苦

難をなさつていただいている

ところ御相談を受けておりましたので、便宜私からお答えをさせていただ

きたいと思います。お尋ねの点につきましては、各関係業者等も、その御趣

旨に基きまして、極力遺漏のないよう

にいたしたいといふことから計画を立ておられます。またその計画につきましては、御相談も受けております。

○鈴木(善)委員 今日まで生産地方面

にお尋ねしたいであります。それは統合されて新しく発足いたします会社は、普通の取引関係におきまして、九

社に対する債権者との間の話合いです。

それとも東京都市場開設者当局におきまして、この際新しく市場が再建整備され、発足する機会に、そういう古い

商取引の焦げつきといふものをきれいにいたします関係から、市場御当局と

して、新しく生れる会社に対しても何らか明確なる御指示をなさつております。

かどうか、その点をお尋ねしたいと思

います。

○寺田参考人 ただいまのお尋ねも関

連事項でありますから、私からお答え

いたしますが、もちろん各債権者関係

あるいは債務者関係とのお話しは、それらの業者におかれましてお話を進めておられるのであります。それで

そのお話しの際に、いろいろまた御

相談を受ける場合もござりますが、お

話の通り、從来の債権につきましては、どうしたならばこれが十分行ける

かということについては、並々ならぬ苦心をしておられます。生産者各位に

対しても御迷惑のかからぬよう、市

場として信用のある、模範的な行き方

をしたいということで、関係業者の各

位におかれましても、いろいろと御苦

難をなさつていただいている

ところ御相談を受けておりましたので、便宜私からお答えをさせていただ

きたいと思います。お尋ねの点につきましては、各関係業者等も、その御趣

旨に基きまして、極力遺漏のないよう

にいたしたいといふことから計画を立ておられます。またその計画につきましては、御相談も受けております。

○鈴木(善)委員 参考人中島儀平君、寺

田省一君、御両氏に申し上げます。御

かし一、二の会社であります、大部

分の会社は産地に迷惑をかけておらな

いというふうに考えております。その

計画の点につきましては、もちろん

各関係業者等も、その御趣

旨に基きまして、極力遺漏のないよう

にいたしたいといふことから計画を立ておられます。またその計画につきましては、御相談も受けております。

○鈴木(善)委員 今日まで生産地方面

にお尋ねしたいであります。それは統合されて新しく発足いたします会社は、普通の取引関係におきまして、九

社に対する債権者との間の話合いです。

それとも東京都市場開設者当局におきまして、この際新しく市場が再建整備され、発足する機会に、そういう古い

商取引の焦げつきといふものをきれいにいたします関係から、市場御当局と

して、新しく生れる会社に対しても何らか明確なる御指示をなさつております。

かどうか、その点をお尋ねしたいと思

います。

出席いたいたい点は謝意を表するものでございます。しかしながら中央御売

市場の盛衰は、日本の水産業の興衰に重大な影響のあることは御承知の通りでありますから、常に国会とも緊密なる御連絡をしてくださるよう御希望申し上げておきます。

○中島参考人 最後に、今度の市場整備につきましては、水産庁並びに当委員会が絶大なる御後援をしていただきまして、そのために現在市場がスムーズに整理されつつあります。これもひとえに当委員会の絶大なる御盡力のたまものと考えております。しかし何分

十九の会社を整理いたしますので、今後いろいろの問題が発生すると思います。この点につきましては、権力当委員会並びに水産庁に連絡いたしますので、なおこの上とも御後援を願います。

○富永委員長 承了いたしました。

○富永委員長 次に漁船法の一部を改正する法律案は、ただいま正式に付託になりました。本案に対しまして他に御質疑もないようありますから、これにて質疑を打切ります。これより本案について討論に入るのですが、別に討論の通告もありませんから、討論を省略してただちに採決いたします。

本案について、原案の通り可決するに賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○富永委員長 起立多數。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に対する委員会報告書等の作成に関しましては、委員長に御一任

願いたいと思いますが、御異議ありますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富永委員長 御異議なしと認めまして、さよう決定いたします。次会は明二十八日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

〔参照〕

漁船法の一部を改正する法律案（秋山後一郎君外三名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕